

R Guide 【全学部・研究科共通】2025年度「授業」

立教大学での授業形態や出席・欠席の考え方など授業に関する制度について説明しています。

1. 授業形態

科目ごとの授業形態は、大学方針に基づき科目設置学部等が決定しています。授業形態はシラバスに記載しているため授業計画の際に確認してください。また、遠隔授業による修得単位数は、学部卒業要件単位数に60単位を超えて算入することはできません。「遠隔授業60単位上限」に含めるか否かは、授業形態ごとに明示しているので下記の一覧を確認してください。

授業形態分類 一覧 (2025年度現在)

種別	授業形態	備考				
		授業回数 (対面：オンライン)	曜日時限 指定	教室配当	遠隔授業 60単位上限	
対面科目	①対面 (全回対面)	14回：0回	あり	あり	含まない	
	②対面 (一部オンライン)	7回以上：7回以下				
オンライン 科目	③オンライン (全回オンライン)	0回：14回		あり	原則なし	含む
	④オンライン (一部対面)	6回以下：8回以上			あり	
オンデマンド 科目	⑤オンデマンド (全回オンデマンド)	0回：14回 (オンデマンド)	なし	なし		
ハイフレック ス科目	⑥ハイフレックス (対面・オンライン同時開講)	学生自身が授業回ごとの 授業形態を選択	あり	あり		
ミックス型	①対面 (全回対面)	14回：0回	あり	あり	含まない	
	③オンライン (全回オンライン)	0回：14回		原則なし	含む	

(1)4半期科目について

4半期科目の場合は、①は全7回対面、②は対面4回以上・オンライン3回以下、③は全7回オンライン、④は対面3回以下・オンライン4回以上、⑤は全7回オンデマンドとします。

(2)教室配当について

教室配当「あり」の授業形態は、対面授業回の授業実施、オンライン授業回の学内受講場所として教室を配当します。科目に配当された教室はシラバス、履修登録状況画面を確認してください。教室配当「なし」「原則なし」の授業形態は科目ごとに教室を配当しないため、学内で受講する場合は各キャンパスのオンライン受講用教室を利用してください。当該年度のオンライン受講用教室は、R Guide「授業について 2. オンライン授業回について」を参照してください。

(3)遠隔授業60単位上限について

上限の対象となるのは学部卒業要件単位である。学部卒業要件単位に含まれない学校・社会教育講座科目（G****で始まる科目）および大学院修了要件単位は「遠隔授業 60 単位上限」の対象外となります。なお、学部学生が大学院科目を履修し、その単位が学部卒業要件に含まれる場合は、学部科目と同様に授業形態により「遠隔授業60単位上限」の対象となるため注意してください。

(4)その他注意事項

- ハイフレックス科目（対面・オンライン同時開講）は、学校・社会教育講座科目（G****で始まる科目）および大学院科目のみが対象です。
- ミックス型は、授業形態のバリエーションとして、①対面（全回対面）と③オンライン（全回オンライン）を同時（併置）開講するものを指し、全学共通科目総合系科目、同言語系科目自由科目のみが対象です。学生は、あらかじめいずれかの科目（授業形態）を選択して履修登録したうえで、学期を通じて選択した授業形態により履修するものとします。
- オンライン科目を受講する場合は、十分な通信環境を確保し、静穏な環境で受講してください。

2. オンライン授業回について

● オンライン授業回の形態

オンラインで行われる授業回には、概ね下記①～③の実施形態があります。また、授業回により①～③および「教材・課題提示」などの組み合わせにより実施される科目があります。各授業回の詳細については、科目担当教員の指示に従ってください。

- ① ライブ参加型 オンライン演習形式（双方向のリアルタイム・ミーティング）
- ② ライブ視聴型 オンライン講義形式（一方向のリアルタイム動画配信）
- ③ オンデマンド型 オンライン録画配信形式（一方向の動画配信）

※すべての授業回をオンデマンド型で実施する科目をオンデマンド科目といい、オンデマンド科目は、曜日時限の指定がなく、自身の予定に合わせて受講する

ことができます。ただし、各回の受講期間、課題提出時期などについては適宜指示があります。シラバスや「Canvas LMS」等による科目担当者からの指示内容を確認し、曜日時限の指定がなくても、計画的に学習を進める必要があります。

- オンライン授業回の受講について

オンライン授業回の受講にあたっては、以下を確認してください。

- ◇ ①②については、事後に録画配信が実施される場合もありますが、授業時間内の課題提出などが実施されることもあるため、原則として定められた曜日時限に受講する必要があります。
- ◇ 科目によって、対面授業回との組み合わせにより構成されている場合や、所定の曜日時限以外の日程（補講日等）で、対面による補講を行う場合があります。詳細は科目担当者の指示に従ってください。
- ◇ 前後の履修科目が対面授業の場合などに、キャンパス内でオンライン授業を受講する際の受講場所については、下記「学内でのオンライン授業回の受講について」を参照してください。

- 学内でのオンライン授業回の受講について

前後の授業回が対面授業回の場合などにキャンパス内でオンライン授業を受講する場合、教室が担当されている科目は担当教室、全回オンライン科目はオンライン受講用教室で受講することができます。なお、全回オンライン科目であってもカリキュラム上の必要から個別に教室を担当している場合がありますので、シラバスを確認してください。大学の貸し出し PC には台数に限りがあるため、原則として必要な端末は各自持参してください。

- ◇ オンライン受講用教室

池袋 8201 : 月曜～金曜 1-G6 限、土曜 1-5 限

新座 N851 : 月曜～金曜 1-5 限、土曜 1-2 限

- ◇ 空き教室（上記いずれの教室も混雑している場合などに利用可）

当該教室が空き教室かどうかについては、各教室前に設置のディスプレイに表示される使用状況を確認してください（ディスプレイの設置がない教室については、教室入口横に掲示のQRコードにより、同様の情報にアクセスできます）。

3. オンライン授業マニュアルサイトについて

オンライン授業に関するツールや操作について案内しています。オンライン授業の受講について不明な点があれば、このサイトを確認するようにしてください。

<https://helpdesk.rikkyo.ac.jp/>

4. 休講

休講とは、通常開講している曜日時限に授業が提供されないことを指します。RIKKYO Mobile への通知、もしくは以下のサイトから確認できます。また、当日の急な休講の場合は科目担当者から授業支援システム「Canvas LMS」を通じて伝達される場合があります。

休講の掲示がないにも関わらず、始業開始後 30 分以上経過しても科目担当者が入室しない場合は、教務事務センターにお問い合わせください。

休講のお知らせ※ <http://kyomu.ic.rikkyo.ne.jp/~kyuko/cancelK.aspx>

※学外から上記サイトを閲覧する際は、学内イントラネットへのアクセスとなるため、設定を行う必要があります。

[イントラネットの設定について](#)

5. 補講

補講は、①予め決められた補講日（特定の土曜日 3 時限以降の時間）に行う場合と、②それ以外の期日（授業期間中の「補講日以外の土曜日 3 時限以降」または「月～金曜日の 5 時限以降」）に科目担当者が設定して行う場合があります。補講のお知らせについては以下の補講実施一覧を確認してください。

【補講日】以下土曜日の 3 時限以降 春学期：5 月 10 日、5 月 31 日、7 月 12 日

秋学期：10 月 25 日、11 月 29 日、12 月 20 日

※補講は必ず実施されるものではありません。科目担当者からの連絡や、掲示板を確認してください。

※以下の補講実施一覧では、授業期間中の「補講日以外の土曜 3 時限以降」または「月～金曜日の 5 時限以降」に行われる補講を「期間外補講」、【補講日】に行われる補講を「指定日補講」として表示しています。また、「期間外補講」は週に一度、「指定日補講」は補講実施日の約一週間前に更新予定です。

キャンパス	補講実施一覧
池袋キャンパス開講科目	期間外補講
	指定日補講
新座キャンパス開講科目	期間外補講
	指定日補講

6. 出席

授業に出席することは当然ですが、大学ではすべての授業で出席を取るわけではありません。出席を取るかどうかについては、科目担当者が授業設計において判断します。シラバスの成績評価基準もあわせて参照してください。何をもってその授業に出席していた・受講していたとみなすかは、科目担当者の指示に従ってください。

7. 授業の欠席

本学では、学校感染症により出校停止となった場合、裁判員選任手続期日または裁判員に選任された公判のため裁判所へ出頭する場合以外の事由による授業の欠席は認めていません（いわゆる公欠制度は設けていない）。科目担当者が指示した出席の要件を満たさない場合は、授業は欠席となります。

なお、学校感染症など特定の事由により欠席した場合は、医療機関の発行する証明書に基づき出校停止期間を対象として、以下の教務上の配慮を行います。

1. 学校感染症に罹患した場合の措置について

（[対象となる学校伝染病]は次項一覧表を参照）

- (1) 学校感染症に罹患したことにより授業を欠席した学生が、所定の申請手続きを行った場合は、欠席扱いとはしません。
- (2) 所定の申請手続きを行うためには、医療機関による診断が必要となるため、必ず医療機関を受診してください。市販の検査キット等による判定結果では、出校停止期間が証明されないため、申請できません。
- (3) 医療機関により学校感染症に罹患したと診断された学生は、登校可能となった日を含む 7 日以内（締切日が窓口業務を行わない日の場合はその翌日まで）に、医療機関が記載した本学所定の書式である「学校感染症登校可能証明書（本学書式）」*1*3 または医療機関の発行する出校停止期間と登校可能日が記載された「診断書」*2*3 を、所属キャンパスの教務窓口に提出してください。
- (4) 申請者は、教務事務センターにて科目担当者宛文書を受取り、各授業時間に科目担当者に提出してください。

*1「学校感染症登校可能証明書」の書式はダウンロードできる。医療機関を受診する際は、「学校感染症登校可能証明書（本学書式）」の注意書きをよく読み、指示に従ってください。

*2 罹患開始時と治癒時の診療医療機関が異なった場合は、治癒時の医療機関において「出校停止期間についての証明」が受けられない場合があります。その場合は、罹患開始時の医療機関が発行する「罹患日記載がある『診断書』」と、治癒時の医療機関が発行する「治癒日と登校可能日の記載がある『診断書』」の2種類をもって「出校停止期間事項についての証明」とすることができます。

*3「学校感染症登校可能証明書」および「診断書」は、治癒後の日程で発行されたものを提出してください。ただし、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）および新型コロナウイルス感染症に限り、初診時に発行された「学校感染症登校可能証明書」または医療機関発行の「診断書」でも申請を受け付けることがあります。

[対象となる学校伝染病]

第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎（ポリオ），ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウィルス），中東呼吸器症候群（MERS コロナウィルス），特定鳥インフルエンザ * 上記の他，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症，指定感染症及び新感染症
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く），百日咳，麻しん（はしか），流行性耳下腺炎（おたふく），風しん，水痘（水ぼうそう），咽頭結膜熱（プール熱），結核，髄膜炎菌性髄膜炎，新型コロナウイルス感染症
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症（医師より登校を控えるよう指示され，かつ学内で重大な流行が起こった場合に感染拡大を予防する観点などから，学校医が第三種の感染症として措置が必要と判断した場合のみ） * 学校医による判断は，提出された「 学校感染症登校可能証明書（本学書式） 」または診断書によって行います。

2. 裁判員制度にともなう場合の措置

裁判員選任手続期日または裁判員に選任された公判のため裁判所へ出頭し授業を欠席した場合、所定の手続きを行った場合には欠席扱いとはしません。詳細は、履修要項を確認してください。

8. 授業受講中の事故・怪我

授業受講中の事故・怪我

授業中の事故・怪我等は学生教育研究災害傷害保険（学研災）の対象となります。

詳しくは下記を参照してください。

[学生教育研究災害傷害保険](#)